

萩藩寛永二年改革について

脇 正 典

The study of the reform of Hagi Han in 1625 Masanori Waki

一、まえがき

幕藩体制崩壊期における萩藩の研究は、明治維新史と関連して数多くみられる。しかしながら成立期に関しては、それほど多くはない。政治史の面では、慶長十年の熊谷事件を、国策対策の終結を示すものとした利岡俊昭氏、正保寛文期の上層家臣団の動向に関しては市村佑一氏、幕府との関連を国目付を通してみた長谷川成一氏が、それぞれ藩体制・藩権力の確立に関して考察しておられる。⁽¹⁾ 経済面では、藩財政と普請役との関連で峯岸賢太郎氏、蔵入算用制の成立に関して森田良吉氏の論稿があげられる。地方知行を考察したものとしては、農村部における知行地、在郷武士の存在形態に関して、山澄元氏、矢守一彦氏、地方知行の意義について石川卓美氏の研究がある。⁽²⁾

以上の諸研究、その他寛永初期にふれられたものは、その時期の重要性を指摘されてはいる。⁽³⁾ しかし、概観的に、前後から判断して一つの転換期であるという見通しを述べてあるものが多く、史料的に十分説明されていない。

本稿では、「閥閥録」をはじめ山口県文書館所蔵・刊行の史料を中心として、できる限り、寛永二年改革の実態を明らかにし、その歴史的意義を考察することにした。

(注)

(1) 利岡俊昭氏「長州藩に於ける近世大名領の成立」(「地方史研究」六八・六九号)

市村佑一氏「長州藩における家臣団形成過程」(「日本社会経済史研究」近世編一所収)

長谷川成一氏「長門国目付について」(「山口県地方史」三六、三七号)

(2) 峯岸賢太郎氏「成立期藩経済の構造」(「日本経済史大系、近世上」所収)
森田良吉氏「萩藩成立期の財政(その一)」(「山口県地方史」一八号)

山澄元氏「萩藩藩政村における知行地の構造」矢守一彦氏「萩藩における給領と在郷武士の分布」(「藩領の歴史地理」所収)

石川卓美氏「近世の地方知行制」(「山口県地方史」三五号)

市村佑一氏前掲論文一九七・二〇九頁

森田良吉氏前掲論文五三頁

利岡俊昭氏「山口県近世史研究要覧」四六頁

関順也氏「藩政改革と明治維新」九頁

二、改革への政治過程

1、借銀対策

改革の直接的動機は、三都の富商よりの借銀をいかにして返済するかであった。既に慶長年間、江戸借銀が二百八十貫あり、この返済のため、將軍よりの御下賜金「銀子百貫目」を当て、早急に返却すべきことを指示している。⁽⁴⁾

借銀額も元和以降年々嵩み、元和九年には四千貫にも昇っている。それ故、借銀も難しくなり、本多正純などを通じて上方商人へ当るがうまくゆかず、「所帯方確不相統(略)家ノハテハ此時ト存、其氣遣候⁽⁵⁾」と困り果てている。宗瑞は領国放棄さえ秀元へほめかし、その協力を要請している。秀元が土井利勝に告げため、將軍秀忠より「秀元いかにも計らうべし」と領国維持を命じられ、秀元が改革へ乗り出すことになる。

2、改革の立案

大坂の陣以後、元和に入ると、宗瑞は、抜本的改革を目指したようである。先ず、藩内の状態を知るため腹臣の宍道主殿助元兼に命じ、内密に調査させてい

る。元和三年には「万御仕組」のため諸士の善悪を調べ、四年にも検察を命じられ、六年には馬の所持調査をしている。宍道は後に改革推進者の一人となる。

元和四年には、広島時代より内政に当たってきた榎本元吉を蔵入代官に任じ、物成不足を解消するため、帰農令を発して、農村の建て直しを策しているが、成功していない。

元和六年、益田玄蕃、井原加賀、榎本伊豆の三名は「御家之御一大事此時ニ御座候」と行政担当を引受け、「存寄所無用捨可遂言上候」ことを宍道主殿助、内藤左衛門尉宛てに請書を指出している。宗瑞周辺のこの五人により、改革の計画が練られたと思われる。

3、長府毛利秀元への仕置依頼

宗瑞は元和六年には隠居を考え始めるが、秀就が江戸にいるため果せず、借銀対策に当たっている。

元和七年二月七日、宗瑞より江戸在住の秀就、その後見役である秀元宛てに「公儀之銀子など三四百貫も借用被申事者相成間敷候哉」と、土井利勝を通じ、借銀の依頼を希望している。秀元は既に慶長十二年より、江戸で秀就後見役を勤めているが、元和以降しだいに幕政に重きをなしてきた土井利勝と人魂であることから、秀元の藩政に対する発言力が大きくなり、宗瑞が協力を頼んだと思われる。

元和八年十一月十五日、いよいよ所帯逼迫し、宗瑞は江戸の秀就、秀元、就隆と相談し、同年十二月二十八日、宗瑞父子は、秀元に改革を依頼することに決し、秀就より秀元へ頼んでいる。しかし秀元に拒わられたため、「一人之分別としても難成候故(略)色々御理之段、一々尤存候、乍去、もはや家之はては只今三極申候之間、是非先御分別偏頼存候」と起請文を書き、再度頼みこんでいる。

秀元は容易に受諾せず、宍道主殿助、清水信濃守をして交渉させている。支藩主が宗藩政治へ介入することに対する藩内の反発を予想してのことであったろうが、元和九年四月十五日、秀元へ従う事という輝元の訓誨に背かぬことを藩主秀就が誓い。ようやく同月二十日、秀元は内諾している。

その後、益田玄蕃をはじめ重臣層も秀元に従う意志を表明し、改革への下準備

は整った。秀就は同年閏八月帰国し、九月二十三日に「としよりくたひれ、人には整った。秀就は同年閏八月帰国し、九月二十三日に「としよりくたひれ、人にはなく候、其上せうとくしよたいへたにて候、御方被申付候ハ、可成と存候」と宗瑞より政務を譲られている。翌九月二十四日、宗瑞・秀就・年寄衆は秀元の命に従う旨の起請文を秀元に指出し、秀元仕置が正式に要請され、十月四日、秀元は所帯仕組の命に奉ずる旨の起請文を指出し、改革を実行することに決した。

十一月六日、宗瑞は萩城四本松邸へ隠居し、宗瑞、秀就は一切を委ねるとい

血判書を秀元へ送っている。

十一月二十一日より改革が開始される。同日、秀就、秀元、宗瑞連名で、益田玄蕃頭、清水信濃守を代官職に任命し、直接改革に携わらない重臣へ「当近來之儀、今度國中万事相改、自今以後之処、随道々制法相定之事」以下五条の「定」が出される。「右之条於相背者、速極成敗、可処敗載之科、此旨堅固可相守者也」と秀就の名で厳しい宣言がなされ、改革への意気込みを伝えている。

ところで、秀元が改革を担当したのはいかなる理由からであろうか。毛利元就死後一貫してみられる、宗主権力補強のための「兩川体制」の結果、秀元が乗り出したと思われる。

その理由の第一は、藩主を温存し、責任をとるべき立場に置かないという点である。宗瑞より秀就への書状に「万一仕組之儀御方無案内候而、成くるしく候ハ」とあり、改革の失敗をおそれ秀元に委ねている。秀就が当時三十才前であることもその一因であろう。第二は、秀元が以前輝元の養子であったことで、宗藩家臣へ重きをなしている理由と思われる。第三は、秀元を前面に出すことにより、その背後の幕府の権威を利用したと考えられる。前述の如く、秀元は秀就後見として早くから江戸に在り、土井利勝、秀忠と人魂で「緩々で国元逗留候而被仕候様」と將軍の承認のもとに帰国している。第四に、宗瑞が隠退し、秀元が仕置をするということで、家臣団へ重大な時局であることを認識させ、家臣の改革への抵抗を柔らげる効果をねらったことも考えられる。

4、改革遂行者益田玄蕃頭元祥

改革実施に秀元の後補が必要であったことは前節で述べたが、改革事業の実行

に当る総責任者は益田玄蕃であった。元和九年十一月二十一日「借銀返弁之儀ハ秀元掠量可仕候間可其意事」等七項目を条件に益田玄蕃、清水信濃が代官職に任じられている。寛永二年四月の宗瑞死後、秀元を中心とする改革推進者は結束を固め、七月九日血判起請文を指出している。「今度御家之改、秀元様万事御差図候、左候へハ、益玄、清信、私など其御座にも被置せ候儀、何にとも迷惑千万ニ奉存候へ共、殿様御ためと秀元様御意候」と益田、清水、実道の三名が秀元の意向によって取り仕切ることが決している。

三人の中の代表は益田氏である。後世「甲斐守様之御頼にも不及、牛庵計にて相済候事」といわれている。元和六年に隠退していた牛庵は、「御断申上候へ共玄蕃御請不仕候ハ、秀元様都合被成御存候事相成間敷候之由」と、一度拒った後、一年限りという条件で引受けている。秀元は、改革中も長府に居り、萩で実質的に改革に当たったのは牛庵と思われる。一年限りという代官職は、その後十年ばかり継続されている。寛永八年、宗主秀就との対立から秀元は仕置役を辞するが、その際、秀就は益田玄蕃へ書状を出し「極意には御方頼存」と頼りにされ、「御方と我等むねを合、仕置仕度候」とさらに引続いての仕置を要請している。

このように益田元祥が改革担当者となったのは、第一に、六ヶ国返租問題を解決した実績である。以後、財政通として藩の要職にあった。第二は、元祥が元和三年より六年まで、萩藩の江府責任者として江戸在住している点である。おそらくそこで秀元と接触があり、対幕府折衝を通じて親交ができたのではないかと考えられる。第三は、元和八年当時、益田氏の石高は、一万八百余石あり、家臣中、一門毛利元俱に次ぐ高祿の士で、その影響力の大きいことである。第四は、「よくも悪も、毛利之家自昔福原頭を仕候事ニ而候」といわれ、事実「二ヶ国御改之時ハ福越一まいにさはき被申」と評された福原広俊が、秀元と対立したまま元和九年三月二十一日死去していることも、益田元祥に全てを委ねた原因と考えられる。

(注)

(1) 借銀の生ずる理由は、防長二ヶ国減封、六ヶ国返租による財政難に加えて

江戸での生活、普請役の遂行のためと考えられる。峯岸氏は前掲論文二二頁において、大塚屋、鎌倉屋等の大坂、江戸の商人より普請役資財購入のため借銀していると記されている。

(2) 宗瑞(毛利輝元)より福原広俊への書状(「萩藩閣録」第一卷一四六頁文書番号二〇、以下「閣録」一一一四六―二〇の如く記すことにする)

(3) 「閣録」一一一〇〇―四八

(4) 「大日本古文書、家わけ第八、毛利家文書之四、一四二三号」、以下「毛利家文書」四―一四二三と記す。

(5) 「毛利家文書」四―一四四六

(6) 「新編藩翰譜」第四卷二〇頁、「毛利家乗」第三卷寛永元年条

(7) 「毛利家文書」四―二三九、一二四一、一二四三

(8) 「閣録」一一五〇三、五〇四―二二、二三

(9) 「毛利家文書」四―二四四、「閣録」一一七一―二

(10) 「毛利家文書」三―一七八―一八一

(11) 「毛利家文書」四―一四四三、元和八年には「公儀御借銀之儀申候へとも此節難成之由候」(「毛利家文書」四―一四四五)とある。

(12) 慶長十二年「後見ニ相成苦勞致ニ付而宗瑞心入ヲ以普請役差除」れている。毛利氏四代実録考証論断八一(以下、考証論断と記す。考証論断は山口県文書館所蔵、以後特に断りなき史料は文書館所蔵のものである)

(13) 「寛政重修諸家譜」六一七、「毛利秀元記」、「毛利家文書」三一―一五

四
元和二年七月六日の崇伝から細川忠興への書状に「今はたれもかれも大炊殿へ頼入体と相見え申候」とある。(「本光国師日記」福島貴美子氏「江戸幕府初期の政治制度について」論集日本歴史7、幕藩体制―一四〇頁所収より引用)

(14) 元和三年の書状より、吉川氏が秀元の専制を苦々しく感じている様子がうかがえる。(「吉川家文書」二―一三三、一三二七)

(15) 「毛利家文書」四―一四二三

(16) 宗瑞より秀就への書状に「万一仕組之儀御方無案内候而成くるしく候ハ、此已前福越後ニ如申付、此度者秀元へ被申候」とある。(「毛利家文書」四―一四四四)

(17) 「毛利家文書」四―一四四六

- (18) 「毛利家文書」三一―一三九
 (19) 「毛利家文書」四―一四四七
 (20) 「閔関録」一―七二―四
 (21) 「毛利家文書」四―一四三〇
 (22) 「毛利家文書」三―一四一
 (23) 「毛利家乘」三、元和九年九月二十四日条、「毛利家文書」四―一四四九
 (24) 「毛利家文書」四―一四五〇
 (25) 「増補改訂山口県文化史年表」一二三頁
 (26) 「毛利家乘」三、元和九年十一月六日条
 (27) 「閔関録」一―七二―九
 (28) 「閔関録」一―六三―二三、一―七四八―七一
 (29) 中央権力に対応し、家臣団を統制する方法として、毛利氏が常に吉川、小早川に連なる両血族者を競合させ、宗家安泰をはかることを仮に「両川体制」と名づけた。詳細は別稿の予定である。
 (30) 「毛利家文書」四―一四四四、注⑩参照
 (31) 「新編藩翰譜」第四卷一六、一七頁、「寛政重修諸家譜」第六一七
 (32) 慶長十年、秀忠入朝の際、秀就と細川氏と席次を争う。秀元が土井利勝を通して決着をつけ（「毛利家乘」三、慶長十年四月二十六日条）、慶長十二年以來、秀就後見役として、土井利勝を通して將軍と接触し、慶長十八年には家康の養女を娶っている。（「寛政重修諸家譜」六一七）
 (33) 御所帯一件三（峯岸氏前掲論文二三五頁より引用）、また寛永八年十月五日、酒井忠勝、土井利勝に告げて、政務を秀就に還すことを幕府に報告していることから、秀元仕置は幕府公認のものといえる。
 (34) 「閔関録」一―七二―九
 (35) 「毛利家文書」四―一二五〇、一二四九、なお（ ）内の注、傍点は筆者記入、以下同様
 (36) 「新防長叢書、古老物語防長古今見聞集」一五頁
 (37) 「閔関録」一―七三―一〇
 (38) 「新防長叢書、長州財政史談」一九頁
 (39) 寛永四年、知行地打渡が益田文番の名前で出されている。（「閔関録」二―一二三―一五）
 (40) 「閔関録」一―九四―三八

- (41) 「閔関録」一―九六―一〇四（牛庵自筆覚書）
 (42) 「山口県近世史研究要覧」二〇九頁、「当役」として表示してあるが、これは後世そう呼ばれた職務を行っていたと考えるのが妥当であろう。
 (43) 関ヶ原戦での津城攻で秀元と益田氏は対立しているが、（「毛利家文書」四―一二六―六四）慶長十年和解している。この年吉川氏、福原氏と秀元の和解も行なわれたが、表面的なもので、元和三年になっても、人質問題めぐって対立は解消していない。（「吉川家文書」二―一三三―一三一七）
 (44) 元和八年分限帳
 (45) 「毛利家文書」三―一一六〇
 (46) 「閔関録」一―一〇四―四八
 (47) 注⑭参照

三、改革の実態

1、検地

寛永検地は、熊野藤兵衛就郷が検地奉行であったため、熊野検地ともよばれる。熊野家は、就郷の子藤兵衛の代に「藤兵衛儀依御暇被下候」と牢人になったため、検地奉行としての史料が残存していない。このことも検地内容を詳細に知ることのできない理由の一つである。

寛永元年七月二十三日、「一郡ニ一人宛首頭を定、在々諸所の善悪其外諸調物明細ニ帳を認、可指出の由可申付事」と指出の監査体制を作らせている。これはこの度の検地が指出であるためで、同年十二月二十四日、「今度國中指出衆申え可令相知条々」が出され、検地事業が開始される。それによると纏入はせず、
 「一、両國中御藏入、給方不相殘、元和七八九寛永元、以上四ヶ年分の物成一
 年切・一給別念を入相究可書現事

一、万端地下中の沙汰少も無滞可書現候（略）

一、今度究の次第、百姓善悪を不弁、所務相并諸調物品々慥不申出候は

随分百姓別ニ相尋、於其上も不分明は何様共糺明仕可聞届事」

等十二ヶ条に渡り注意があり、「在々所々寸地も不殘」又「わひしき独居の饑餓体の者迄」も確認し、百姓指出の正確を期している。四年分の物成高を報告させ

ているが、「増減の事は不苦の間、むらなきやうに、はかゆかす候共、念を入可相調候事」と、減石をおそれず実態を把握したと思われる。この現実に合わせて、「此度の配当、春物成究、給人百姓付出の辻、四ヶ年折合せ、それを中おり、ニして石をもり付候間、不成と申もの之之間敷の事」と評検地の石高を決定している。七ツ三歩成の物成を五ツ成としたため、四年間の平均物成の倍額が新しい石高と定まった。

百姓指出検地としたのは、慶長十五年検地が七ツ三歩成と厳しく、多くの走百姓を出したことをふまえて、七ツ三歩納入できないところがあるという現実に即応するためと思われる。これにより、防長二国の総石高は、慶長十五年検地の五十二万五千四百三十五石九斗五合から、六十五万八千二百九十九石三斗三升一合となったが、田畠の面積にはほとんど変化はない。

2、家臣団削減

検地後の知行配付により蔵入物成が確保されると、物成減少分だけ、家臣団へしわ寄せされ、家臣の実質知行高が減じられた。そのため、人員削減としての召放、および減石が行なわれた。元和八年、秀元へ仕組を依頼する際、「知行ニ付而も、人之さし引ニ付而も、我々へ之用捨ためらい入間敷候」と減石と召放ちと示唆している。

寛永二年八月二十八日に大組頭国司備後守へ出された、益田、清水、宍道よりの「組中覚」に「被召放候給人」ということがみられ、大組の中から召放られた家臣の存在を示している。「元和八年分限帳」と「寛永四年分限帳」を比較した場合、記載人員は、七百九十五名より六百三十名と、百六十余名減少している。全てが召放ちではないにしても、かなりの人員削減がなされたと思われる。改革による召放ち、召上げの具体列が二、三「関閥録」よりあげられる。児玉与兵衛就郷は「秀元様御改之時分、持合之知行一方被召上」ているし、寛永五年の益田支蕃の書状に「伊達因幡事、此以前被召放候」とある。召放ちの要因は、正保の改革の例でみると、改革時において、幼少、新参、病気等であり、奉公に支障をきたすことであったといえる。

次に改革による家臣知行高の変化を、元和八年、寛永四年分限帳の比較によりみてみよう。総高では、約二十七万三千石より約二十四万四千石と減少している。

上級家臣についてみると、寛永二年五百石以上の百名の家臣は、増石二十九名減石三十七名名、同高二十三名、不明十一名である。

次に五百石未満の家臣層の例として、寛永二年大組桂三郎兵衛組を取上げてみよう。元和八年の阿曾沼帯刀組五十四名は、大組頭の交替があっただけで、ほとんどそのまま桂組となっている。これによると、五百石未満四十二名の内、増石五名、減石十八名、同高十名、不明九名であり、特に百石層の知行半減が目立つ。総じて、上級家臣には緩やかであり、下級家臣には厳しい減石の姿勢が示されているといえる。

(表一) 主な知行高異動家臣

| 家臣名 | 元和八年 (瑞数切捨) | 寛永二年 | 増減 | 備考 |
|---------|----------------|----------|--------|-----------|
| 増石 | | | | |
| 山城守 | 一、三三二石 | 一、三、〇〇〇石 | 一、六七八石 | 右田毛利氏 |
| 飛騨守 | 四、七八三 | 六、〇〇〇 | 一、二一七 | 阿川毛利氏 |
| 紀伊守 | 三、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 厚狭毛利氏 |
| 益田支蕃頭 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 藩政担当者 |
| 清水信濃守 | 一、七八三 | 二、五〇〇 | 七二七 | 同右 |
| 宍道主殿助 | 二、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 同右 |
| 阿曾沼帯刀 | 一、六九一 | 二、五〇〇 | 八〇九 | 手廻組頭 |
| 桂能登守 | 一、〇〇〇 | 一、五〇〇 | 五〇〇 | 同右 |
| 福原内匠正 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 四八九 | 大組頭 |
| 渡辺主計 | 〇 | 五〇〇 | 五〇〇 | 分家創出 |
| 減石 | | | | |
| 福原左近允 | 一〇、四二八 | 八、〇〇〇 | 二、四二八 | 譜代(広俊の子) |
| 堅田弥十郎 | 六、六二八 | 四、五〇〇 | 二、一二八 | 譜代(元慶の子) |
| 渡辺石見守 | 五、一九七 | 三、〇〇〇 | 二、一九七 | 譜代(分家創出) |
| 門田太郎左衛門 | 二、四四〇 | 一、五〇〇 | 九四〇 | 譜代(二宮就辰) |
| 柳沢新左衛門 | 三、四〇二 | 二、六〇〇 | 八〇二 | 外様(大組頭の子) |
| 有地十左衛門 | 一、四七九 | 一、〇〇〇 | 四七九 | 国衆(大組士) |

さらに主な家臣個々についてみると(表一参照)増石は、一門層、藩主血縁筋

の諸家、および藩政担当者が目立ち、減石は宗瑞引立の譜代家臣が多い。¹⁰⁾同高は船手組がほとんどそうであり、元和八年段階でほぼ固定していたといえる。

「寛永四年分限帳」と「正保二年分限帳」を同様に比較してみよう。
正保二年時五百石以上の家臣は百十六名であるが、その内訳は、増石十四名、減石十三名、同高七十二名、不明(新規召抱を含む)十七名となっており、寛永時とほとんど変化がないといえる。家臣知行高は上級家臣に関する限りは、寛永二年の改革による新知行高でほぼ定まったといえよう。

寛永二年の知行配付に関して、利岡俊昭氏¹⁰⁾をはじめ、広田暢久氏、森田良吉氏²⁰⁾関順也氏³⁰⁾はほぼ次の考えである。給人に対しては以前の知行地と同じ高で与えたので、給人の実質的な減少分がそのまま藩庫に入り、蔵入地を積極的に増加させた³¹⁾と意義づけられている。

(表二) 石高概要

| | 元 | 和 | 寛 | 承 | 万 |
|--------------------|--------|------|------|------|------|
| A. 総高 | 五二・五万石 | 六五・八 | 六七・七 | 六七・七 | 六七・七 |
| B. 宗藩高 (除支藩) | 三九・二 | 四七・五 | 四九・四 | 四九・四 | 四九・四 |
| C. 蔵入高 | 一五・〇 | 一九・五 | 三〇・七 | 二六・六 | 二六・六 |
| D. 物成高 | 九・八 | 九・七 | 一五・三 | 一三・三 | 一三・三 |
| 蔵入地率 (C/B×100%) | 三八・三% | 四一・一 | 六二・一 | 五三・八 | 五三・八 |

しかし、(表二)³²⁾の如く、物成高は、わずかに減少し、蔵入地もそれほど増加していない。牛庵覚書にも「先御蔵入七ツ三步と当御蔵入五ツ成之御定引合せ申候得者、当御蔵入之物成、先御蔵入よりすくなく御座候事」³³⁾「此節御改候而御蔵入茂大分有之と公私被思召候、五郎右衛門尉時と、只今多きと被思召候と之御定之物成を合せ候へは、七ツ三步と五ツ成と之違にて、当分御蔵入之御物成すくなくあたり申候³⁴⁾とある。

家臣高の相対的、絶対的減少は事実であるが、その分だけ蔵入地が増加しないのは、元和期に七ツ三步の物成が現実には入っていないことによる。³⁵⁾蔵入物成は現状維持であるが、家臣高が減少したので相対的に増加したように感じられるの

である。

3、知行地配付の実態

検地の結果をもとに、寛永二年八月十三日付で、写真のような「御配所付立」³⁶⁾が一齐に出された。一齐知行地替は、寛永以降みられないことから、寛永改革の大きな目的であったといえる。

市村氏は「知行地替えの結果、家臣知行地を細分化し一門以下の重臣が枢要地に配置されることになった」³⁷⁾と記されている。一門・重臣が軍事的要地に知行地を持ったことは、指摘の通りだが、細分化の問題については、一概にそういえないのではなからうか。以下「寛永三年給領御配郡別石高名付付立」を中心として、地理的分析を試みよう。

長府毛利氏、吉川氏は慶長五年以来、防長の両端を占めている。一門及び益田・福原氏は一門的知行地を有しており、一村取家臣の領地についてみると、大島郡は村上氏をはじめとする船手組に属する者の知行地であり、その他の家臣は、吉川、長府領の周辺地域に知行地を有している。一村取の多くが大組頭であることよりして、その軍事的意図が考えられる。

蔵入地は、山代、徳地という紙専売により藩財政にとって貴重な中央山間部と、城下萩周辺、宇野(山



(原寸の 1/5)

口)、宮市、三田尻(防府)という防長両国の中心部、瀬戸内の港湾地が重点的に取り入れられている。
 一般家臣の給領地は、中央部蔵入地と、周辺部の上級家臣の一村知行地の間に介在している。

(表三) 寛永三年給領御配郡別石高名付立

| 郡名 | 総石高(石) | 蔵入高 | 知行地家臣蔵入率(%) | 備考 |
|-----|----------------|--------|-------------|---------|
| 阿武郡 | 六六、四六四 | 二五、五五五 | 二九七 | 萩 (益田氏) |
| 美祢郡 | 四二、一一〇 | 四、九四三 | 二五四 | |
| 大津郡 | 一九、五七五 | 四、八五一 | 七三 | |
| 豊田郡 | 一〇、一四九 | 一、二九九 | 四六 | |
| 厚東郡 | 三二、七四五 | 一四、七八七 | 六〇 | |
| 厚狭郡 | 一九、六二六 | 三、四五八 | 三八 | |
| 吉敷郡 | 六四、七八一 | 三五、七二六 | 一一二 | |
| 佐波郡 | 四四、一〇八 | 三〇、八三三 | 一九 | |
| 都濃郡 | 六二、二七四 | 一一、三三二 | 七三 | |
| 熊毛郡 | 六二、七一一 | 一九、五三五 | 一八六 | |
| 大嶋郡 | 二四、四一一 | 一〇、九八八 | 六七 | |
| 玖珂郡 | 一〇九、四一一 | 四二、〇六二 | 六三 | |
| 計 | 五五八、三七九二〇六、三六九 | 一、二八八 | 三八 | |

(秀元の長府領は付立に入っていない)

(表三)は、「寛永三年給領御配郡別石高名付立」を表示したものであるが、知行地家臣延数が多い郡は、阿武郡、美祢郡、吉敷郡、熊毛郡であり、前述の指摘を裏づけている。知行地家臣延数は、千二百八十八名であるが、寛永四年分限帳によると、地方知行取が四百九十六名であることよりして、地方知行家臣の平均知行地が、約二・五ヶ所であることを示している。

阿武郡は、石見境の益田領、内陸部の一般家臣領、萩周辺の蔵入地と三種類の地域が存在する典型的な郡である。これを表化したものが(表四)である。

一村全て蔵入地か、全て給領地かのいずれかの場合が多い。給人数一名の所は益田越中(元祥の孫元堯)とその一族の所領であり、給人数の少ない高佐、福田村等は、毛利紀伊守、毛利山城守、益田越中等の、一門層の飛地知行地である。給人数の多い徳佐、賀年等は、中、下級家臣の知行地が多い。後に述べる、手廻

組、国司備後組のように、組毎に知行地が配付された結果であろう。

(表四) 阿武郡寛永三年村別石高内訳(瑞数四捨五入)

| 村名 | 村高(石) | 蔵入高(石) | 給人高(石) | 給人数(人) |
|-----|-------|-----------------|--------|-----------|
| 村名 | 村高(石) | 蔵入高(石) | 給人高(石) | 給人数(人) |
| 徳佐郷 | 三、五八〇 | 〇 | 三、五八〇 | 八八 |
| 生雲郷 | 三、三一五 | 蔵目喜村一村 一、三七五 | 一、九四〇 | 一一 |
| 高佐郷 | 二、六四三 | 二二 | 二、六二一 | 八 |
| 賀年郷 | 二、八〇七 | 三〇 | 二、七七七 | 五三 |
| 片俣 | 八五四 | 〇 | 八五四 | 九 |
| 福田 | 一、六六〇 | 〇 | 一、六六〇 | 七 |
| 地福 | 一、九〇六 | 一 | 一、九〇五 | 一八 |
| 吉部 | 四、〇九四 | 二、四〇三 (御屋敷) | 一、六九一 | 三六 |
| 福井 | 五、四一八 | 二、一九八 | 三、二二〇 | 二六 |
| 紫福 | 四、〇六〇 | 一五〇 | 三、九一〇 | 二九 |
| 弥富 | 二、二九五 | 〇 | 二、二九五 | (益田越中) |
| 鈴野川 | 三九六 | 〇 | 三九六 | (渡辺石見・主計) |
| 上小川 | 二、六七二 | 〇 | 二、六七二 | (渡辺石見・主計) |
| 上田万 | 七二九 | 〇 | 七二九 | (渡辺石見・主計) |
| 下田万 | 一、一九二 | 〇 | 一、一九二 | (渡辺石見・主計) |
| 江崎 | 一〇〇 | 一〇〇 | 〇 | (渡辺石見・主計) |
| 下小川 | 二、五五八 | 〇 | 二、五五八 | (渡辺石見・主計) |
| 宇生賀 | 一、〇五四 | 〇 | 一、〇五四 | (益田隼人) |
| 須佐 | 一、九六八 | 〇 | 一、九六八 | (益田越中) |
| 宇田 | 七二六 | 七二六 | 〇 | (益田越中) |
| 奈古 | 一、七〇八 | 〇 | 一、七〇八 | (徳山毛利) |

| | | | | | | | |
|-----|-------|-------------|-----------|---------|--------|--------|----|
| 大嶋 | 川嶋 | 川佐明 々上並木 | 椿東 西田見 | 山三 郷 | 惣井 | 大井 | 木与 |
| 二四四 | 二、八六九 | 八、九六〇 | 四、三三二 | 五五一 | 三、五〇五 | 二七〇 | |
| 二四四 | 二、八六九 | 八、九三七 | 四、三一二 | 五五一 | 一、五三六 | 一〇〇 | |
| 〇 | 〇 | 二三 | 二〇 | 〇 | 一、九六九 | 一七〇 | |
| 〇 | 〇 | 二 | (慈光寺) | 〇 | [徳山毛利] | (益田隼人) | |

(表五) 知行地分散表

| | | | | | |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 一〇、〇〇〇石以上 | 一ヶ所 | 二ヶ所 | 三ヶ所 | 四ヶ所 | 五ヶ所 |
| 五、〇〇〇 | 一 | 一 | 三 | 一 | 一 |
| 四、〇〇〇 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 三、〇〇〇 | 一 | 二 | 二 | 一 | |
| 二、〇〇〇 | 一 | 二 | 二 | 一 | |
| 一、〇〇〇 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 九〇〇 | 一 | 四 | 一 | | |
| 七〇〇 | 一 | 五 | | | |
| 五〇〇 | 九 | 四 | | | |
| 三〇〇 | 一 | 四 | | | |
| 一〇〇 | 一 | 一 | | | |
| 五〇 | 三 | | | | |
| 計 | 二六名 | 三〇名 | 一一名 | 二名 | 一名 |

以上、全体的、地域的に概観したが、次に家臣個々の知行地について考えてみよう。家臣全員の知行地について明らかにできないが、関関録に残存している寛永二年の「御配所付立」七十家分を表にしたのが(表五)である。これを見ると知行地が、ある程度集中的に配付されていることがわかる。

元和期には、分散的であった上級家臣も、一郷一村制とよばれるように、知

行地を集中化され、一円の本拠地と飛地という場合が多い。元和期と比較できる例は少ないが、最も象徴的なものとして、井原加賀守家があげられる。元和五年の十三ヶ村より、寛永二年には三ヶ村に集中化している。寛永二年度の知行地三ヶ村は、熊毛郡西三輪村、同郡宇佐木村、大津郡日置村である。西三輪村三千七百石余を本拠地に、飛地二ヶ村をもっている。宇佐木村は西三輪村とは、一村隔てた村であり、日置村は、萩の賄料地、あるいは上級家臣の石高調整地とみられ、井原氏知行地の集中性が指摘できる。

次に、中級家臣以下の寛永二年における知行地配付状況を考察してみよう。寛永四年分限帳の手廻組三十名の知行地を示したのが、(表六)である。阿武郡紫福村、福井村全ての給領地を、知行地としてこの組のみで占めている。百石以下の家臣は一村であり、それ以上の家臣は、一対一か、二対一に計画的に分散されている。手廻組の性格上、萩に近い給領地を与えられたと思われる。

大組の、中下級家臣の例として、次に国可備後組五百石未満三十六名の知行地割(表七)をみてみよう。三十六名家臣は、八月十三日の知行替に、国司組として五千五百五十石を、玖珂郡久原村以下十二ヶ村にまとめて配付されている。この場合も、百石未満の家臣は、一村のみに知行地を有し、百石以上の家臣は大半が二村である。

(表六) 手廻組知行地割

| | | | |
|---------|-----|-----|------|
| 粟屋 隼人 | 阿武郡 | 福井郷 | 二〇〇石 |
| 宍道五郎左衛門 | 福井郷 | 紫福郷 | 二〇〇石 |
| 宍道 内匠 | 福井郷 | 紫福郷 | 二〇〇石 |
| 香取 外記 | 福井郷 | 紫福郷 | 二〇〇石 |
| 児玉 伊織 | 福井郷 | 紫福郷 | 二〇〇石 |
| 半井 播磨 | 福井郷 | 紫福郷 | 二〇〇石 |
| 宮木 藤伸 | 福井郷 | 紫福郷 | 二〇〇石 |
| 黒沢 七内 | 福井郷 | 紫福郷 | 二〇〇石 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|------|---------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計 | 景山与三左衛門 | 勝田 道可 | 竹田 玄徳 | 内藤 伊織 | 栗屋刑部左衛門 | 宍戸左馬介 | 媛山 | 村尾長次左衛門 | 松原喜兵衛 | 石黒沢兵衛 | 福井丹後守 | 内藤勘左衛門 | 岩和 藤兼 | 平田 道有 | 小方 内記 | 赤川 数馬 | 牛尾左源太 | 村上豊後守 | 半井 将監 | 栗田 伝濟 | 大和彦四郎 | 杉岡 主馬 |
| 三〇名 | 紫福郷 | 紫福郷 | 紫福郷 | 紫福郷 | 紫福郷 | 紫福郷 | 紫福郷 | 紫福郷 | 紫福郷 | 紫福郷 | 紫福郷 | 紫福郷 | 紫福郷 | 紫福郷 | 紫福郷 | 紫福郷 | 紫福郷 | 紫福郷 | 紫福郷 | 紫福郷 | 紫福郷 | 紫福郷 |
| 七、三〇〇石 | 一〇〇石 | 一〇〇石 | 一〇〇石 | 一〇〇石 | 一〇〇石 | 一〇〇石 | 一〇〇石 | 一〇〇石 | 一〇〇石 | 一〇〇石 | 一〇〇石 | 一〇〇石 | 一〇〇石 | 一〇〇石 | 一〇〇石 | 一〇〇石 | 一〇〇石 | 一〇〇石 | 一〇〇石 | 一〇〇石 | 一〇〇石 | 一〇〇石 |

(表七) 国司備後組知行地割

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|--------|-------|---------|---------|-------|--------|--------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一五〇石 | 児玉与兵衛 | 綿貫木工助 | 入江左近正 | 蔵田忠左衛門 | 前原七兵衛 | 田中肥前守 | 三田市兵衛 | 三隅内蔵允 | 栗屋源左衛門 | 友田次郎兵衛 | 武安助左衛門 | 利松孫左衛門 | 前原四郎兵衛 | 兼重弥兵衛 | 高須惣左衛門 | 木村 又蔵 | 児玉新左衛門 | 小方 主計 | 兼重 采女 | 前原七太夫 | |
| 厚狭郡 | 都濃郡 | 美祢郡 | 厚東郡 | 美祢郡 | 都濃郡 | 美祢郡 | 厚狭郡 | 厚東郡 | 阿武郡 | 美祢郡 | 玖珂郡 | 都濃郡 | 美祢郡 | 吉敷郡 | 厚東郡 | 美祢郡 | 都濃郡 | 美祢郡 | 玖珂郡 | 阿武郡 | |
| 不 | 須々万村 | 岩永村 | 須恵村 | 岩永村 | 須々万村 | 久原村 | 不 | 須恵村 | 賀年村 | 岩永村 | 久原村 | 須々万村 | 朝倉村 | 朝倉村 | 須恵村 | 岩永村 | 須々万村 | 久原村 | 久原村 | 須々万村 | |
| 五四・一四石 | 九〇石 | 一八二石 | 一八二石 | 一八二石 | 九〇石 | 七七・九八六石 | 五八・二八四石 | 八二石 | 二五・七六石 | 七四・七六石 | 七七・九八六石 | 九〇石 | 三〇・四八二石 | 六〇・四八二石 | 三〇・四八二石 | 三〇・四八二石 | 三〇・四八二石 | 三〇・四八二石 | 三〇・四八二石 | 三〇・四八二石 | 三〇・四八二石 |

| | | | | |
|------|---------|--------|------|--------|
| 一〇〇石 | 湯川平左衛門 | (美祿郡) | 岩永村 | 五八石 |
| | 庄原市郎兵衛 | (厚狹郡) | 鴨ノ庄 | 四二石 |
| | 児玉十兵衛 | (美祿郡) | 岩永村 | 五七・五石 |
| | 長尾九左衛門 | (厚狹郡) | 鴨ノ庄村 | 四二・五石 |
| | (豊田郡) | (須々万村) | 須々万村 | 五〇石 |
| | (豊田郡) | (神田村) | 神田村 | 五〇石 |
| | (厚狹郡) | (鴨ノ庄村) | 鴨ノ庄村 | 四〇石 |
| | (豊田郡) | (神田村) | 神田村 | 六〇石 |
| 八〇石 | 飯田平左衛門 | (不) | 神田村 | 八〇石 |
| 七〇石 | 綿貫弥左衛門 | (不) | 明 | 七〇石 |
| 六〇石 | 赤川次郎左衛門 | (美祿郡) | 岩永村 | 七〇石 |
| | 桜井助右衛門 | (美祿郡) | 岩永村 | 六〇石 |
| | 児玉惣左衛門 | (美祿郡) | 岩永村 | 六〇石 |
| | 椋梨次郎左衛門 | (美祿郡) | 岩永村 | 六〇石 |
| 五〇石 | 佐伯五郎左衛門 | (吉敷郡) | 鑄銭司村 | 五〇石 |
| | 児玉左馬介 | (吉敷郡) | 鑄銭司村 | 五〇石 |
| | 金山次郎八 | (吉敷郡) | 鑄銭司村 | 五〇石 |
| | 長治七郎左衛門 | (不) | 明 | 五〇石 |
| | 門田但馬守 | (吉敷郡) | 鑄銭司村 | 五〇石 |
| | 熊野 図書 | (美祿郡) | 岩永村 | 五〇石 |
| 計 | 三六名 | | | 五、五五〇石 |

以上、二組の例より、中、下級家臣の知行地は組毎に配付され、百石未満は一
村のみであり、百石より五百石層の家臣は二ヶ村に分散されているといえよう。

寛永二年時における家臣知行地配付の方針は、その地理的分析から、地方知
行制の維持にあったといえよう。小身衆には分散的な入組知行をなし、藩権力の
確立をはかったといわれる利岡氏の説には、一概にはうなづけない。二ヶ村分散
の場合でも、五百石以上は、山陽部(南石)の本拠地と、山陰部(北石)の裁賄
料である飛地に分けられている。典型的な例として、千石の乃美監物は、熊毛郡
西三輪吉井村に九百石、阿武郡地福村に百石得ていることがあげられる。

寛永二年八月二十三日の「定」で「郷切、村切、石高を引渡候間、相給主相談
其内の村を直のならし合せ候て反敵をわけ、打渡の高ニ石をもち付、新帳相調可
上納事」と村内は相給主にまかせられている。

五百石未満の家臣は、組毎に知行地を配付されたため、組士に均等に土地配分

できるよう南石、北石に分散したと考えられる。

(注)

- (1) 「閔閔録」三一三七〇、正保の改革の時であろうか。
 - (2) 譜録益田頼母家(「山口県史料近世編法制上」二二頁所収、以下山口県史
料と記す)
 - (3) 大記録三(「山口県史料」三五頁所収)
 - (4) 譜録三井善兵衛家(「山口県史料」三四頁所収)この史料は、元和八年、
三井善兵衛へ再検のために出されたものであるが、おそらく今回も同様な
趣旨で行なったと思われる。
 - (5) 考証論断七一(「山口県史料」三六頁所収)、寛永三年十二月五日の徳山
藩讓羽村庄屋与左衛門差出の坪付帳(「徳山市史料上」二〇六頁)にも
、「右者去年御究之時、四ヶ年之物成各御百姓中差出仕上辻を以折合、五ッ
成にして新帳調上申候、庄屋百姓中として、石辻寄退ヶ毛頭不仕候」とあ
る。
 - (6) 走百姓三千二百余名のため荒所もでき、三井検地以来の百姓分散により、
小倉に周防町、長門町も出現するほどであった。「牛庵覚書」(「毛利家
文書」四一五五七)
 - (7) 三坂圭治氏「萩藩の財政と撫育」三六〇四二頁
寛永検地の石高から考えると、元和期の物成七ッ三歩は建前で、実際には
平均六ッ三歩弱であったことがわかる。確実に七ッ三歩成であるならば、
寛永検地では総高七十六万七千余石とならなければいけない。
 - (8) 同高の場合でも、物成が七ッ三歩から五ッになった分だけ実質減少した。
例えば百石取であれば、物成高七十三石から五十石になった。
 - (9) 「毛利家文書」四一四四五
 - (10) 「閔閔録」一一四五三一九六
 - (11) 分限帳により記載方法が違い、必ずしも減少分が全て召放ちとは限らず扶
持米取化した者、記載もれもある。
- 寛永四年分限帳の奥書に「右者寛文二年ニ御改新帳寛永四年二月二十三日
ニ武州於江戸粟屋平左衛門本書写之畢、此一冊者口羽清土方ニ有之密書之
由ニ而御用所より被差越遠近方ニ無之候者写し可仰付との儀ニ付而寛延三
年五月写之」とある。寛永改革後の家臣知行高を知りうる史料である。

- (12) 「閔閔録」三二〇六
 (13) 「閔閔録」四一三三七
 (14) 「閔閔録」二一八一、井上新兵衛家譜に「益田牛庵(元祥)改之時分、御家来数多御暇被遣候」とあるが、前後の史料から、正保の改革を行なった無庵(元堯)の間違いと思われる。閔閔録編纂時(享保)に、牛庵と無庵の寛永、正保の改革が混同視されていたことがわかる。
 (15) 「閔閔録」一一八四四、渡辺小右衛門家譜に「七兵衛事眼病相煩、御改之節右之四百石被召上之候」とある。
 (16) 実質物入は相当の減収である。注(8)参照
 (17) 市村氏(前掲論文二一〇頁)の指摘があるが、氏は元和八年と正保二年分限帳を比較しておられ、この変化が、寛永二年、それも宗瑞の死亡した年におきていることはふれられていない。
 (18) 「山口県近世史研究要覧」四六頁
 (19) 「藩政確立期の諸問題」三二頁(「山口県地方史研究」第七号)
 (20) 前掲論文六〇頁
 (21) 前掲書九頁
 (22) 三坂圭治氏前掲書、四五、四七、六三、七四頁より引用作成
 (23) 「閔閔録」一一〇五―一五〇
 (24) 「閔閔録」一一〇〇―四九
 (25) 注(7)参照
 (26) 福原家文書(宇部市立図書館所蔵)吉敷郡白松村は厚東郡宇部村の東隣り
 (27) 市村氏前掲論文一九七頁
 (28) 峯岸氏前掲論文二四二頁によれば、承応二年における紙専売による収入は蔵入財政の二十四パーセントを占めていた。
 (29) 分限帳記載者は、六百三十名であるが、五十石以下百四十九名のうち、無役衆十五名を除いた百三十四名は船頭であり、地方知行ではない。
 (30) 市村氏は前掲論文二一〇頁で、知行地の村数で分散度を示しておられるが数ヶ村に知行地がある場合でも、必ずしも分散知行ではない。地域的に隣接し、一村取知行の場合は一ヶ所とした。例えば、右田毛利氏は、十六ヶ村であるが、十三ヶ村は旧右田村(現防府市右田)であり、一円地である。
 (31) 「閔閔録」一一六七―二三

- (32) 「閔閔録」一一六七―三四
 (33) 日置村の「寛永三年石高名付付立」には、村高五千百石に対し、蔵入地三百七十三石と、給領地二千五百石しか記載がなく、脱漏がある。明らかかな給人には、阿曾沼帯刀、粟屋肥後、井原加賀、堅田就政、桂能登、久佐孫三郎、福原内匠正、毛利飛驒、祖式二郎兵衛、榎本遠江、安道式部など藩政担当者や、大組頭、寄組層、綾木大方、おあや、中将などの女性の無役衆がおり、賄料地であろうことがうかがえる。
 (34) 表六、表七とも「寛永三年給領御配郡別石高名付付立」と「寛永四年分限帳」との照合作成
 (35) 「閔閔録」一一四五―二九五、国司備後組の五百石以上の家臣は、個人別に「御配所付立」を受け取ったと思われる。
 (36) 「山口県近世史研究要覧」四七頁
 (37) 慶長十六年の宗瑞「覚」(「閔閔録」一一六九―一九)に、大嶋、熊毛、都濃、佐波、吉敷、厚狭、厚東郡を南前とし、大坂運上にあて、大津、豊田、阿武郡は萩蔵納とする。これを南石、北石とよんでいる。
 (38) 寛永二年八月二十八日の「覚」(「閔閔録」一一四五―三九六)に、薪、馬のぬか、草の萩送り規定があり、津出は六里という規定と考え合せると、萩周辺部に知行地が必要であり、そのため賄料地が設けられたと思われる。
 (39) 「山口県史料」三六頁

四、改革の歴史的意義

1、普請役対応体制から永続的体制へ

① 奉公人による陣夫役

元和七年の宗瑞より秀就への書状に、松平忠輝、福島正則の改易例をあげ、行儀に注意すべきことを訓戒している⁽¹⁾。しかしながら元和以降の幕藩関係は、普請役の減少⁽²⁾にみられるように、しだいに安定してきている。「とかく、当分、御家御統之ために候からは⁽³⁾」と、関ヶ原戦後処理、六ヶ国返租、普請役を「当分の御配り⁽⁴⁾」で、臨時的に遂行してきた体制を永続的に改めるために、改革が実行されたと考えられる。このことを陣夫役を中心に考察してみよう。

佐々木潤之介氏は「軍役人数は主として、農民夫役によって支えられている」といわれ、峯岸氏は「給人は知行地の百姓を人夫として徴発した」と述べられているが、萩藩の慶長・元和期にそれが該当するであろうか。

譜代の藩と異なり、関ヶ原戦後、防長二ヶ国へ大幅に減封された萩藩は、家臣団の多くが、その陪臣、被官・中間・奉公人を引連れて移住したため、石高不相応の多くの人員が存在した。この過剰人員が、普請役用として当てられたと考えられる。

慶長九年の萩築城の際、「足輕中間ノ者ハ自ら出テコレヲ運ヘリ」とあり、幕末、藩政を担当した兼重慎一も「ずっと古くはやはり足輕中間、または大身者の家来共は皆自分で土工事に働いて、人夫同様の仕事をする行き成りでありました」と、下級家臣、陪臣が普請役に従事していたことを裏付けている。慶長十五年二月十四日、公儀普請中の組頭桂三郎兵衛へ出された「覚」に「此中相抱候被官中間、公領人給他領ニ罷居、かけて奉公之者出入申候とも、今度普請中者不及其沙汰可召遣候、追而可逐糺明事」とあり、普請における被官中間の存在を指摘でき、元和三年の「家中申聞条々」に、軍役の際「被官、中間拘候者人からを撰、取分武器にはまり候者別て可入念事」と使用する例がみられる。

このように、普請役夫が一応確保できるからこそ、慶長十三年の「役目之時、被官中間之外、人夫停止之事」「物成の外、百姓召遣間敷事」という禁止令が効果をもったといえる。その後、慶長十六年「内夫の事、一切遣申間敷事、其宿々の内の者於有之食をあつらへ、たかせ可申候、若内の者無之候は、各小者ニ成可申付候、百姓遣候事、停止可申付候事」と帳付百姓を保護し、慶長十九年「百姓をやとひ軍役致間敷事、付、人足遣候儀、一切有間敷事」と百姓の軍役使用を禁止している。慶長十九年の知行替規定では「帳はつれものを近年取中間以下にもめし遣候ハ、心儘にめしつれ候て先々可罷越候」とあり、帳はずれ百姓も普請奉公人として給人に付属されている。

中国八ヶ国時代行なった慶長三〇五年の兼重・蔵田検地の帳付百姓を基本として物成を負担させ、防長移入した下級臣、小者および帳はずれの百姓を普請役労働者とした。それ故、益田牛庵が、前任者の失政として「大坂御陳、広嶋御陳之時、俄ニ新参者被御抱候、其上、長柄、小道具ニハ在々之百姓を御雇候て被召連候支」と批難し、普請役に帳付百姓を使い、走らせた給人が「百姓を役目に出し

候儀、不謂事ニ候」と糾弾されている。

普請には原則として、帳付百姓を使役しなかったことを述べたが、他面、給人が恣意的に利用できない情勢であったといえる。

第一に、七ツ三歩成という重い負担のため、既に極限状態であり、前述のように走百姓が続出していることから、陣夫役を勤めえないと考えられる。

第二は、給知百姓が複数給人に属し、特定な給人との結合を困難にしていると考えられることである。

第二の点について、元和三年、徳山支藩創出に当り出された「打渡牒」より考察してみよう。

都濃郡野上村打渡牒の前半部の給人知行地分を分析すると、次のようになる。給人人数は井原孫左衛門以下二十四名、百姓数は三百六十二名である。この内、複数給人を有している者を見ると、七名の知行地に土地を持っている者三人、以下給主六名三人、給主五名三人、給主四名十五人、給主三名十七人、給主二名六十二人であり、一人の給人に属している者二百五十九名となっている。

具体例を庄屋と「善四郎」とすると、次のようである。庄屋「孫右衛門」は蔵入地と宍道主殿給知に、十一石四斗二升を所有している。「善四郎」の場合、羽仁与兵衛、御新造様、小方七右衛門、神田彦右衛門、一柳又右衛門、山田平右衛門、飯田孫兵衛、井原孫左衛門の八名の知行地に十七石九斗四升をもっている。「辻の善四郎」は行友久三郎、榎万藤右衛門、飯田孫兵衛の三名の給知に九石一斗六升、「南の善四郎」は、佐藤又右衛門、市川孫右衛門、井原孫右衛門の三名の給知に、五石九斗二升、「うらの善四郎」は御新造様三石三斗一升、「八正寺の善四郎」は佐藤又右衛門給三石一斗一升七分、「ほりけの善四郎」は井原孫左衛門給一斗を有している。

以上の例だけでは断定できないが、三石程度を境に、複数給人と単独給人に属する者に分けられる。

給人知行地の地域的配置状況は、穂の木名を現地に比定できないので不明であるが「くわのきのもと」という穂の木を取上げてみると次のようである。

田六反四畝(十一石五斗五升)、畠六反三畝二十歩(八石九斗五升)、屋敷八反九畝二十歩(十一石九斗一升)計三十二石四斗一升である。そこに飯田孫兵衛、岡助右衛門、山田平右衛門、行友久三郎、波多野善左衛門、小方七右衛門の六名が、知行地と給知百姓を有している。

以上のことから、給領百姓の中には複数の給人に属する者もあり、又、地域的にも知行地が非常に錯綜していることがいえよう。このことが、給人をして帳付百姓使役を困難にし、普請役は奉公人によらざるをえなかった理由でもあろう。

② 帳付百姓の維持

普請役用の奉公人の存在は、元和・寛永期と普請役が減少すると、不必要となる。走百姓により生じた荒地に、彼らを定着させようと、帳付したのが寛永検地の意図の一つであろう。

寛永二年八月二十三日の「定」に「今度知行替に付て人沙汰其外地下諸置目の儀は、以一書検使のものニ渡置候間、任其旨可沙汰の事」とあり、その史料があればよく事情が把握できるのだが、残存していないため、改革での詳細は不明である。寛永前後から、その間の様子をうかがうことにしよう。

元和四年二月三日、輝元、秀就より榎本伊豆守宛へ次のような「定」が出されている。

先年三井但馬守検地以来、公領在々より奉公人の儀、百姓下子下人巳下、帳ハつれの者たりといふとも、百姓すちのものにおめてハ相改、悉其在々へもとし百姓にすへおくへし、たとひ奉公に出、一とをり対面の者たりとも不及其沙汰、堅せんさくいたし帰任可申付者也

奉公人を百姓に帰す方針が打出されている。元和八年の「知行替の者共え申聞条々の事」には

一、検地帳面の百姓、近年召仕候共悉可残置の事

一、帳はつれの者、取中間に仕候て近年召仕候者の儀は、不残召連可罷退の事

一、帳はつれニて召仕候共、親百姓仕、其跡を可継子別に無之候は可残置の事

一、検地帳付の百姓を先給主の代に走せ候て、其跡継無之候は、帳はつれ取中間の内にて其数程可残置候事

（後略）

とあり帳付は勿論、帳はずれ奉公人も、帳付百姓の欠員を補充する形で、土地に固定させる方向が示されている。

寛永四年九月七日の「覚」に「三井蔵田御帳面ニ不足屋敷事、最前被仰出辻走

百姓の儀其地下ニ取中間於有之は不及申ニ、人柄無之候ハ備後安芸より召遣候奉公人成共、先給主并可置候（略）」と譜代奉公人であっても帳付百姓にすべきとされている。

これらの史料から、寛永検地において、帳付百姓確保のため「牛庵覚書」に「郡々に被抱候手子中間相放申候事」とあるように、奉公人の帳付百姓化がなされたと考えられる。

しかも、この検地で帳付された百姓は、後々まで基準にされている。万治制法では「百姓の名田、寛永二年の帳面不可有相違事」とあり、延宝八年の阿武郡紫福村笹川源右衛門尉知行坪付帳にも「熊野御帳面之迂ヲ以田畠百姓等ニ至迄、無違様ニ坪付帳調上ケ申所如件」とあり、貞享三年の坪検地覚書に「寛永二年熊野藤兵衛押被仰候、夫より巳来右之帳ヲ以郡中御所務一切之諸沙汰被仰付」とあることから、寛永検地における帳付の重要性が指摘できる。

次に、改革後における給人と、給知百姓との関係をみてみよう。利岡氏は寛永知行替の目的を「藩権力強化のために給人と、土地農民との緊密な結びつきを切断することにある」とされている。しかし、前述の徳山藩野上村の例のように、元和期には複数給人の下にあった給知百姓が、むしろ寛永期には、一人に属するようになったといえるのではなからうか。

寛永二年八月二十三日の「定」に

一、郷切村切、石高を引渡候間、相給主相談、其内の村を直のならし合せ候て反敵をわけ、打渡の高ニ石をもち付、新帳相調可上納事

一、今度の引渡の分ニ、百姓耆人も無分散様ニ可仕候、此上仕出候は一段可然候、ちり候ハ、当給主曲事可申付事

とあり、給主毎に百姓が決定され、掌握されていると思われる。さらに寛永四年九月七日の「覚」に「給主百姓の間の儀は、年貢未進などの方には召仕候ても不苦候」とあり、給主と百姓の関係が強く感じられる。

一村内における知行地の存在形態を寛永期では扱めないが、前述のように寛永の知行形態が存続している延宝期の、阿武郡紫福村笹川源右衛門尉知行坪付帳をみると次のようである。百石の知行地に十四名の給知百姓がおり、百姓別に記載され集中的であること、しかも山澄氏指摘のように、元文期の「地下上申」の本

軒、半軒、門男、無縁と一致することより、記載の百姓は笹川氏のみには属していると考えられる。⁽⁸³⁾

知行地の村内における位置は、元文五年の「地下上申紫福村絵図」から理解できる。それによると、給主一人一人に、主知行地と飛地がみられる。このことも給領百姓を属的に所有しているためと考えられる。

煩雑になったが、以上のことから、慶長・元和期に存在した普請役用の奉公人を、寛永検地を通じて帳付けにし、新たな知行地で近世的な地方知行制を行なう契機となったのが、寛永改革であったことが指摘できよう。

2、制度の確立化

① 経済体制

改革の直接の原因であった借銀については、既に改革前の元和八年、宗瑞の名で百石につき七百目という家臣割当が出されている。「多分知行上表在もの多候すると聞之候へ共」「今度之懸銀者、家不統ニ付而、臨時ニ申付候」と家臣へ強行している。

改革に当たっても、家臣による馳走銀は引きつがれ、益田元祥は、二千石以上は銀二貫、千石以上は一貫五百匁、五百石以上は一貫目、三百石以上は八百匁、二百石以上は七百匁、百石以上は五百匁と、割当基準に従って毎年徴収している。⁽⁸⁴⁾ 牛庵は十年の任務期間中、節約、家臣馳走銀、一の坂銀山収入等で、財政を好転させ、「諸人ニにくまれ色々才覚仕候て御借銀少茂無之任立、⁽⁸⁵⁾ 宍主へ相渡申候事」と借銀返済した上に、米、金銀等の蓄財をなしている。

しかし、節約、馳走銀は一時的に財政状態を回復しえても、再び正保の改革を必要としたように、あくまで「臨時的」であり、寛永改革の藩財政における歴史上の重要点は、蔵入地の確保にあったといえよう。

(表八) 当島宰判平均反当石高

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 蔵入地 | 紫福 | 大井黒川 | 福井上 | 福井下 | 山田 | 三見 | 川上 | 明木 | 佐々並 | 河島 | 椿東 | 椿西 |
| 給領地 | 一・八二一・八五一・九〇一・八一 | 一・八二一・八五一・九〇一・八一 | 一・八二一・八五一・九〇一・八一 | 一・八二一・八五一・九〇一・八一 | 一・八二一・八五一・九〇一・八一 | 一・八二一・八五一・九〇一・八一 | 一・八二一・八五一・九〇一・八一 | 一・八二一・八五一・九〇一・八一 | 一・八二一・八五一・九〇一・八一 | 一・八二一・八五一・九〇一・八一 | 一・八二一・八五一・九〇一・八一 | 一・八二一・八五一・九〇一・八一 |

前述のように、蔵入地はそれほど増加していないが、重要地を蔵入地に獲得したことが大きい意味をもっている。後に紙専売の中心になる山代、徳地、三都といわれた萩、山口、防府等の都市、室積等の港を得ている。蔵入地と給領地の相給村では、村中心部の平地に蔵入地をもっており、(表八)でわかるように、生産力の高い所を確保したといえる。

② 行政組織

寛永八年、秀元が宗藩の政治から離れ、翌九年、益田元祥が辞任することによって、職能未分化の状態で、特定の個人を中心に実施される政治体制は終わったといえる。寛永十一年の朱印改、十二年の普請役をめぐる対立から、秀元、就隆は宗藩の政治へ介入せず、公儀普請も寛永十二年度より一切行なわれない。寛永以降支藩は独自に検地を行ない、熊野検地後、支藩を含む検地はなく、宗藩だけで処理するようになる。

寛永二年改革実施により、藩権力が強化され、支藩を除く宗藩体制が志向されたといえる。その結果、寛永十年代から二十年代にかけて、藩主を頂点とし、一門を中心とする藩職制機構が整備され、家格と職制がしだいに確立してきたと思われる。

③ 近世的な地方知行制の成立

慶長元和期の、錯綜した臨時の知行配付から、寛永二年八月十三日知行の一斉配付がなされ、新たな知行地へ移った。新知行地は、大身の場合、一円地と飛地に分れ、その中核地域は幕末まで変化がない。知行替の目的の一つは「給人と土地農民との緊密な結びつきを切断すること」にあるとされている。しかし、関ヶ原戦後の防長移住で、土地農民との関係は一度切れており、野上村の例のように知行替前に緊密さはそれほどみられず、むしろ、前述のように知行替後に帳付百姓維持のため、給人と給領百姓との新たな結合がみられる。

改革後、知行地が新たに設けられたかには、地方知行の萩藩における体制的必然性がなければならない。それには以下、五つの点が考えられる。

①封建社会において、土地支配は基本であり、たとえ形骸化しても家格の象徴となる。⁽⁴⁶⁾

②在郷場所の確保。生活苦の家臣は在郷を願い出たが、「万治制法」に「八十石以下在郷懸り御赦免の衆」とあり、八十石以下の在郷武士の存在を示している。在郷許可規程はその後緩められ、寛文九年三月七日には二百石以下となっている。⁽⁴⁷⁾

③陪臣の居住地。寛永十九年七月三日の「諸士法度」に「諸侍不限大小身在萩無人にて可相詰、少々千石以下の者萩中にてハ道具等持せ申間敷事」と陪臣の知行地在住を規定している。一万六千石の右田毛利氏の場合、四百四十名の陪臣がおり、その内四百三十一名が、御田屋とよばれる居館を中心に、一種の城下町を形成して陪臣が集住していた。⁽⁴⁸⁾

④地勢上の理由。萩の地は、慶長八年居城選定に当り、本多父子により「各妻子已下をハ指月ニ被置、内々ハ山口にて人あい志らひなとハ被成可然」⁽⁴⁹⁾「君も平居ハ山口ニ在テ指月ハ戌兵置ルヘシ」と、防長兩國統治に不適な山陰に城を持つよう政治的に決定された。それ故、経済、生産の中心である山陽部と政治の地萩と、二重構造を持ち、そのため、山陽部と山陰部に南石、北石の分割知行地ができた。

⑤前述のように帳付百姓を維持するため、家臣に給地、給領百姓を配付した。⁽⁵⁰⁾

以上のように、近世的必然性をもつ地方知行制が、寛永改革により方向づけられたといえよう。

3. 正保の改革との比較

正保の二歩減と称され、藩体制確立に大きな影響を与えたという正保の改革は寛永改革を行なった、益田元祥の孫益田元堯により実施された。

その改革内容は、寛永改革と類似しており、元堯の改革は、祖父元祥の模倣であつたともいえる。

①二歩減と呼ばれる家臣知行の二割減は、寛永改革での物成七ツ三歩より五ツ成と、二割減少したことに相当している。

②家臣召放も同様に見られる。⁽⁵¹⁾

③八百石以下の下地借上、その後の万治戻石は、一斉知行替に相当する。

ただ、召上、戻石を通じて、蔵入地を増大(表二参照)し、浮米化を促進している点に、正保改革がより藩権力浸透を強く打ち出し、寛永で認められた地方知行制を変質化する改革であつたといえる。

このことは、寛永二年改革が、秀元の力を借りざるをえず、正保の改革が、益田元堯一人で行ないえたことの相違でもある。藩権力確立度の違いを示しているといえる。

藩権力が、このように、寛永から正保にかけて強化されてきたのは、やはり寛永二年改革のめざした幕藩体制確立化の結果であろう。

(注)

(1) 「毛利家文書」三一―一五三

(2) 公儀普請は「閔閔録」より抽出すると、慶長十一年江戸城、十二年駿府城、十四年丹波篠山城、十五年名古屋城、十七年江戸舟入築造、十八年江戸、十九年江戸城石壁と慶長年間には毎年のようにあり、元和期は、六年の大坂城のみである。

(3) 「閔閔録」一一九九―四八

(4) 「閔閔録」一一九八―四八

(5) 「幕藩権力の基礎構造」一九〇頁

(6) 前掲論文二三〇頁

(7) 慶長四年十二月二十六日の知行替定に「扶持人之儀者新知行所へ召連可相越事」(「閔閔録」一一二四九―二六八)とあるが、これが二ヶ国入りにも準用されたと考えられ、事実、寛永四年の「覚」(「山口県史料」四〇頁所収)に「備後・安芸より召遣候奉公人」という例がある。

(8) 「考証論断」四五 慶長九年条

(9) 「長州藩財政史談」五二頁

(10) 「閔閔録」一一五四―四三

(11) 「閔閔録」三一―一五―一三〇

(12) 「閔閔録」一一五四―四二

(13) 三井善兵衛家譜(「山口県史料」三〇頁所収)

(14) 「閔閔録」一一六九八―一九

- (15) 堅田家文書（「山口県史料」一七頁所収）
- (16) 「閥閥録」二一九一〇一八
- (17) 「閥閥録」二一九一〇一八 「検地帳付之百姓之出入者、当検地之儀者證に不相成候、最前兼重藏田豊後検地之帳面をそたて候て沙汰可仕候」と慶長十九年三月二十七日の人沙汰之次第にある。
- (18) 「毛利家文書」四一五五七
- (19) 「山口県史料」三四頁
- (20) 「毛利家文書」四一五五七
- (21) 徳山毛利家所蔵（「徳山市史料上」八七一—一八〇頁所収）
- (22) 大記録三（「山口県史料」三六頁所収）
- (23) 「閥閥録」一一五〇四—二三
- (24) 「山口県史料」三三頁
- (25) 「御法度書控」（「山口県史料」四〇頁所収）
- (26) 「毛利家文書」四一五五七
- (27) 「山口県史料」七二頁
- (28) 金子家文書萩郷土博物館所蔵
旧藩記録
- (29) 「山口県近世史研究要覧」四六頁
- (30) 大記録三（「山口県史料」三六頁所収）
- (31) 御法度書控（「山口県史料」四〇頁所収）
- (32) 管見では、寛永年間に「百姓使役禁止令」は見出せない。
- (33) 前掲論文四四頁
- (34) 明和八年の「覚」（「萩藩四冊御書附」九六頁）に「入相知行所ハ一村之内御蔵入諸給主人交りにして百姓軒上中下組合石高相応ニ配分被付」とあり、給人知行地を百姓単位で配分していることから、その属人的な関係が裏付けられる。
- (35) 「毛利家文書」四一四四五
- (36) 三坂氏前掲書四九頁
- (37) 「閥閥録」一一〇五—五〇
- (38) 「閥閥録」一一〇四—四九
- (39) 元文五年「地下上申阿武郡紫樞村絵図」
- (40) 天保十三年「防長風土注進案」当島宰判より作成
- (41) 寛永改革が実行され、藩主権力が強化されると、秀元と藩主秀就の対立が生じ、寛永八年、秀就帰国の際、「一道之御返答も不被迎間候」（「毛利家文書」四一三—三三）という状態で、これが秀元辞意の直接の原因であろう。
- (42) 「毛利家文書」四一五四四、三一〇四九、考証論断八二
- (43) 「毛利家文書」四一三—一〇一—三一二、考証論断七九、八一
- (44) 「長州財政史談」五五頁にも、吉川家以外の「末家三家（長府、清末、徳山）は一向に取り合わぬ形で、皆本家の負担になっていました」とある。
- (45) 寛永二年には、秀元領を除いて検地が行なわれた。秀元は寛永十一年、領内検地を行ない、八万三千十一石余を得ている。（「増補改訂山口県文化史年表」一二五頁）
- (46) 「閥閥録」所収寛永二年八月十三日「御配所付立」、延宝分限帳、天保十三年の風土注進案（「山口県近世史研究要覧」地方知行一覽）
- (47) 注(30)参照
- (48) 家臣団の実質減石に対する緩和策として、地方知行制を打出した可能性もあり、寛永三年正月十八日には、約二万石家臣団へ増石している。
- (49) 万治制法「組頭衆伺物」（「山口県史料」一〇九頁所収）
- (50) 「毛利十一代史」第二冊二〇九頁
- (51) 御法度書控（「山口県史料」一三頁所収）
- (52) 木村礎氏「萩藩の陪臣について」（「歴史学研究」二二〇号）幕末の長防風土記より作成されている。
- (53) 石川卓美氏「右田毛利十二冊記録」解題（「防府史料」第八輯）
- (54) 「毛利家文書」三一—一七一
- (55) 考証論断四五
- (56) 市村氏前掲論文一九六頁
- (57) 孫であるが、元堯の父が家督相続前に死亡したため、祖父元祥より直接家督をうけている。市村氏は元祥の子（前掲論文二〇二頁）としておられるが、誤りである。
- (58) 「毛利家文書」四一五五八、三、改革の実態注(3)参照
- (59) 延宝分限帳には、浮米化し、知行地分散した家臣が多数生じている。

五、むすび

「寛永二年改革」と設定した理由は、秀元による仕置開始が、元和九年であるにもかかわらず、検地、知行高決定、知行地割という成果がみられたのが、寛永二年であることによる。従来、これらは個別にふれられていたが、本稿では、本多父子より土井利勝へと推移する幕閣の権力と関連させながら、秀元仕置が行なわれた政治的背景を含め、一連の事業を改革と捉え、総体的に記述することに目標をおいた。

概略的に述べられていたことも、できる限り史料的に裏づけることを試みたが不十分な点も多い。しかしながら、その中で次の五つの新しい点を指摘できたと思う。

- ① 寛永改革後の新しい家臣知行高を「寛永四年分限帳」で明らかにし、家臣召放、宗瑞死後の家臣高変動の状態が把握されたこと。
 - ② 給領細分化といわれていたが、知行替では、これまでの複雑な知行関係が単純化され、近世的地方知行制確立の方向をとっていること。
 - ③ 慶長期の普請役に対応するため、専用の普請役人夫がおり、普請役減少後、改革で帳付百姓化していること。
 - ④ 蔵入地が増加するのは正保の改革であり、寛永改革は、重要地を確保することに要点があったこと。
 - ⑤ 正保改革は寛永改革の模倣と考えられる点もあること。
- 以上を中心として記述したが、史料不十分のため、十分説明できていない点もある。とりわけ、寛永前後の知行地を同一地域で比較できなかったことは、史料探索を含め今後の課題としたい。
- 最後に、寛永二年改革の意義を一口で述べるならば、戦国的な普請役体制から近世的幕藩体制へ転換するための改革であったといえよう。

(昭和五十二年九月五日受理)

(宇部工業高等専門学校歴史教室)